

My City Report コンソーシアム準備会会員規程

(目的)

第1条 My City Report コンソーシアム準備会（以下「本準備会」とする。）は、会員自らが My City Report の共同運用者として、周知イベントの企画・開催、モニタリング等を行うことにより情報を収集し、My City Report の機能拡充及び機能向上及び会員の拡大に寄与することを目的とする。本規程は、本準備会の入退会及び会員の権利義務等、会員活動の基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 My City Report（以下「MCR」とする。）とは、国立大学法人東京大学および合同会社 Georepublic Japan（以下「Georepublic」、一般社団法人社会基盤情報流推進協議会（以下「AIGID」）の三者で開発を行うと共に、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の委託研究「ソーシャル・ビッグデータ利活用・基盤技術の研究開発」から支援を受けて構築された、市民投稿機能や AI 等を用いた道路管理機能を含む市民協働プラットフォームをいう。

2 事務局とは、東京大学および Georepublic、AIGID の三者をいう。

(会員種別)

第3条 本準備会の会員は、自治体会員と法人会員とする。

(1) 自治体会員

自治体会員は、本準備会の趣旨・目的に賛同し、目的に応じた実証に積極的に協力する地方自治体とする。

(2) 法人会員

法人会員は、本準備会の趣旨・目的に賛同し、目的に応じた実証に積極的に協力する法人とする。

(入会申込等)

第4条 本準備会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申し込みがあったときは、本準備会で入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3 入会日は入会を承認した日とする。

(会員資格基準)

第5条 本準備会の会員になろうとする者が、第3条の申し込みがあったとき、本準備会は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本準備会の趣旨・目的に賛同していないことが明らかになったとき
- (2) 第3条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (3) 会員になろうとする者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、またはその恐れがあると判断したとき
- (4) MCR と同等の機能を有する製品の開発・販売を行っている法人が申請したとき
- (5) その他本準備会が不適切と判断したとき

(会費)

第6条 準備会における自治体会員の会費は無償とし、法人会員の会費は、年会費は法人の従業員数により、以下の3種類とする。

- ▶ 従業員数 1,000 人未満：24 万円（月額 2 万円）
- ▶ 従業員数 1,000 人以上：36 万円（月額 3 万円）
- ▶ 従業員数 5,000 人以上：60 万円（月額 5 万円）

2 入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。

3 会員は、原則として、会費を本準備会が指定した銀行口座に速やかに一括納付するものとする。

4 会員は、会費を納入せず、督促後なお1カ月以上会費を納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。

5 納付された年会費は、事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

- (1) MCR の利用
- (2) MCR 検討会への参加
- (3) コンソーシアム移行時の入会金免除

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本準備会の規則及び議決に従うこと
- (2) 周知イベントの企画・開催、モニタリング等を行うことにより情報を収集し、MCR の機能拡充及び機能向上に寄与すること
- (3) 会員拡大に努めること
- (4) 本準備会の会員同士または会員と本準備会が実施する事業を通じて知り合った者と事

業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと

(5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を事務局に提出すること

(6) MCR と同等の機能を有する製品を、本準備会の会員に販売や貸与してはならない

(7) 本準備会の会員は、コンソーシアム移行後は、原則コンソーシアムの会員となること

(退会)

第9条 会員が本準備会を退会しようとするときは、別途定める退会届を事務局に提出しなければならない。

2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき

(2) 失踪宣告を受けたとき

(3) 法人または団体が解散し、または破産したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

(1) 本準備会の規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき

(2) 本準備会の名誉を毀損し、または本準備会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本準備会に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2 本準備会は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 本準備会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員規約の追加・変更)

第13条 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、会合により定める。

2 本準備会は、会合により本規程の全部または一部を変更することができる。

3 本準備会の会合により変更された本規程は、本準備会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束される。

(機密情報の保護)

第 14 条 本準備会は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 本準備会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(法令の準拠)

第 16 条 本準備会のすべての会員は、各種法令の定めに従う。

(合意管轄)

第 17 条 本規程に関連した会員と本準備会の紛争については、本準備会の主たる事務所を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

附則

本規程は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。